

令和 7 年度 東海市水防計画の変更について

1 水防計画変更の根拠

市町村水防計画は、水防法及び都道府県水防計画の定めるところにより管内各河川・ため池・海岸の洪水、高潮による水災を警戒し、これによる被害を軽減して、水防に関し必要な事項及び具体的な実施要領を定めた計画であり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、変更しなければならないとされている（水防法第 33 条第 1 項）。

なお、水防計画の作成、変更は、市町村防災会議の所掌事務とされている（水防法第 33 条第 2 項）。

2 変更要旨

項 目	要 旨
(1) 観測所の変更	より良好なデータを取得するため雨量観測所を一部変更するもの。
(2) 愛知県水防計画との整合	愛知県水防計画の修正に合わせて整合を図るもの。

3 新旧対照表

別添のとおり